

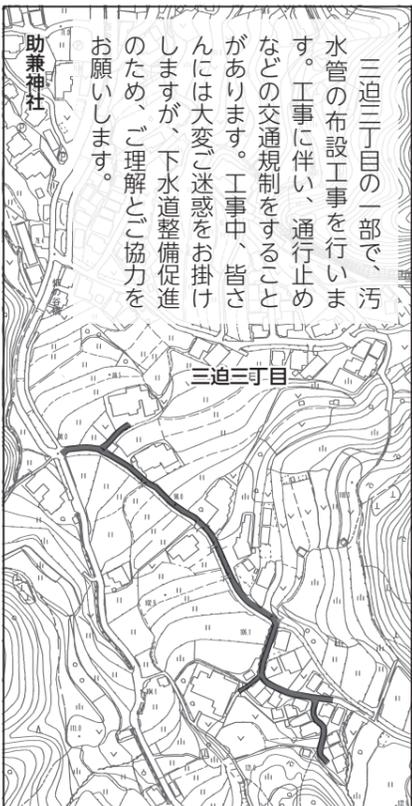
カマカマで蛇口に飛び込む僕のリ

水道週間 6月1日～7日

上下水道課 ☎823-9214
FAX 823-9839

下水道工事のお知らせ

上下水道課
☎823-9214
FAX 823-9839



三迫三丁目の一部で、汚水管の布設工事を行います。工事に伴い、通行止めなどの交通規制をすることがあります。工事中、皆さんには大変ご迷惑をお掛けしますが、下水道整備促進のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

助兼神社

水道施設の見学

日時◆6月1日(月)～5日(金)

10時～16時

見学施設◆蟹原浄水場

申し込み◆事前に電話で上下水道課へ申し込んでください。



蟹原浄水場

検針にご協力を

検針は、皆さんが使用した水道の料金計算のもとになるものです。定期的な検針に伺いますので、メーターボックスの上に物を置かないでください。

こんなときは、すぐに届出を

- ・水道の使用を開始するとき
- ・水道の使用を止めるとき
- ・使用者の名称や用途などを変更するとき
- ・水道を使用していないのにメーターが回っているとき
- ・特に使用状況が変わっていないのに使用水量が増えたとき

水道料金等の福祉減免制度

- 対象は次の3つの世帯です。(ただし生活保護世帯は除く)
- ・障がい者世帯(所得制限あり)
 - ・寝たきり老人等世帯(所得制限あり)
 - ・ひとり親世帯(ひとり親家庭等医療費補助の受給世帯など)
- 減免対象◆**
- ・水道料金の基本料金
 - ・メーター使用料
 - ・下水道使用料の基本料金

※減免を希望する人は、上下水道課へ問い合わせてください。

空き缶等散乱ごみ 追放キャンペーン

生活安全課
☎823-9208
FAX 823-7927

美しく住みよい町をつくるため、瀬野川などの町内河川を含む町内全域の一斉清掃を行います。

一人ひとりの手で「きれいな海田町」をつくり、環境を良くしましょう。

日時◆6月28日(日)8時～

※雨天中止の場合は、当日7時に町内放送でお知らせします。



▶▶前回のキャンペーンではたくさんの方が町をきれいにしました。



ご存じですか 人権擁護委員制度

みんなで築こう 人権の世紀
考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心

社会福祉課 ☎823-9207
FAX 823-9627

海田町の人権擁護委員

- 植野敏彦さん
国信二丁目9番16-11 ☎822-7028
- 佐々木登貴子さん
畝一丁目1番11号 ☎823-2901
- 依尚子さん
新町16番20号 ☎822-3928

相談は無料で、秘密は守られます。人権に関する問題で悩んでいる人は、気軽に相談してください。また、法務局や人権擁護委員連合会でも、人権に関する相談所を開設しています。

○常設相談所

広島市中区上八丁堀6番30号合同庁舎3号館4階
広島法務局人権擁護部
開設時間◆8時30分～17時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

○電話による相談

- ・人権相談窓口(人権に関わる問題)
☎228-15792
 - ・女性の人権ホットライン(DV、セクハラなど女性の人権)
☎0570-070-810
 - ・子どもの人権110番(いじめ、虐待、子育てなどの子どもの人権について)
☎0120-007-1110
- 開設時間◆8時30分～17時15分
(土・日曜日、祝日を除く)

○インターネットによる相談受付

法務省ホームページ
<http://www.moj.go.jp/jinken/jinken13.html>
法務省ホームページ(携帯版)
<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

全国一斉

「子どもの人権110番」強化週間

法務局・地方法務局および都道府県人権擁護委員連合会では、いじめや児童虐待など子どもたちが発する信号をいち早くキャッチし、問題の解決を支援するための専用電話相談「子どもの人権110番」を常時開設しています。

6月22日(月)～28日(日)を、全国一斉強化週間とし、同週間中は、広島法務局および広島県人権擁護委員連合会において、相談時間を延長して電話相談を受け付けます。

子どもの人権110番

☎0120-007-1110
相談日時◆6月22日(月)～26日(金) 8時30分～19時
6月27日(土)・28日(日) 10時～17時
問い合わせ◆広島法務局人権擁護部
☎228-15790

人権相談所を開設します

人権について困っていることがあれば、一人で悩まず相談してください。相談は無料で、秘密は守られます。

日時◆6月4日(木) 10時～15時

場所◆福祉センター

内容◆いじめ・体罰・家庭・近隣関係・登記などで人権に関する問題

相談員◆海田町人権擁護委員ほか